

令和2年度 入札監視委員会議事概要

東北防衛局

開催日及び場所	令和3年2月19日（金）仙台第3合同庁舎2階大会議室
委員	委員長：伊東 満彦（弁護士） 委員長代理：石綿 はる美（大学院准教授） 委員：梶川 伸哉（大学教授） 委員：棚橋 則子（大学講師）

I 防衛省発注機関が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和2年10月1日～令和2年12月31日	
審議対象件数	18件	
1 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	4件（5契約）	（審議概要） 1 契約状況の説明 2 抽出案件の概要説明 3 抽出案件の審議
建設工事	一般競争 1件（2契約）	
	公募型指名競争 0件	
	指名競争 0件	
	企画競争 0件	
建設コンサルタント業務等	公募型プロポーザル 0件 一般競争 3件（3契約）	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<b>【抽出案件】</b> <b>○建設工事</b> ◇一般競争契約 <b>【三沢（2）宿舎改修機械工事】</b> <b>【神町（2）宿舎改修機械工事】</b> ・従来、宿舎の工事については、居住中の室内の工事で施工性が悪いことから高落札率になるとの説明であったが、今回2件とも低入札（84.01%、89.87%）となった理由は何か。	・2件の工事とも別途発注している内外装工事等を含む宿舎の全面改修工事であり、全ての居住者が退去した状況で施工するもので居住中の改修工事とは異なっている。 三沢の工事の落札業者については、平成29年度に同種工事の施工実績がありノウハウを習得したこと、また、資材の購入にあたって、当時施工中だった別件工事と合わせて集中して購入することにより資材価格

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等</p>	<p>・ 2件について、入札に参加した4者全ての入札金額が低入札価格調査の基準価格を下回ったが、予定価格の作成方法について何らかの基準の変更があったためなのか。</p> <p>・ 低入札価格調査の対象となるのは予定価格の何%以下の場合か。</p> <p><b>○コンサルタント業務</b> ◇一般競争契約（政府調達協定対象外） 【岩手（2）建築その他工事監理業務】</p> <p>・ 高落札率(99.69%)となった理由は何か。</p> <p>・ 本件は本年11月に契約しているが、9月に契約した「三沢外(2)土木工事監理業務」では本件の土木の技術者員数(巡回延べ160人・日)より少ない(巡回延べ106人・日)にもかかわらず土木単体の監理業務として発注し82.75%と低い落札率であった。 また、同時期に契約した「三沢(2)建築工事監理業務」も建築単体で発注し80.12%と低かった。</p>	<p>を大幅に低減できることから、入札した金額で対応可能と判断したと聞いている。</p> <p>また、神町の工事の落札業者については、自社の社員で施工ができるため、ほとんどの工種で下請業者を使う必要がないことから、下請経費の低減が可能と判断したと聞いている。</p> <p>・ 落札に至らなかった2者については、1者は落札者と同様に自社での施工が可能で下請経費を圧縮できるため、他の1者は受注実績が欲しかったことから赤字とまらないギリギリまで入札金額を低減したためと聞いている。</p> <p>予定価格の作成において、工事費は通常下請業者を使う前提で積算しており、労務費の2割から3割相当分を下請経費として計上しているものであるが、この2件については、参加業者が下請経費または利益を圧縮したため入札金額が低入札価格調査の基準価格を下回ったものである。</p> <p>予定価格の作成方法の基準について特に変更はない。</p> <p>・ 人件費及び資材費等の比率によって調査基準価格は変わるため一概には言えないが、工事においては概ね91%程度となることが多いと思われる。</p> <p>・ 本件については、1回目の入札では予定価格を超過しており、2回目の入札で予定価格に近い額で落札となったものである。</p> <p>工事監理業務については、積算基準が公表されており、また技術者の配置員数は仕様書等で明記していることから、業者の積算額が予定価格に近いものとなり得るため高落札率となったものと考えている。</p> <p>・ 工事監理業務は、基本的に建築コンサルタント業務等参加資格の職別、業務場所、対象工事、更に業務の必要な期間を勘案して発注ロットを計画している。 本件は「岩手仮設建物設置工事」と「岩手庁舎建築その他工事」が監理業務の対象である。 対象工事建築工事の建物付帯として土木工事が含まれた建築土木の一括工事であることから、工事監理業</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等</p>	<p>本件のように建築と土木の監理業務を一括で発注するのはどのような場合か。何らかの基準を設けているのか。</p> <p>・入札公告には建築と土木の技術者の員数が記載されているが、両方の資格を持っている場合は兼ねることができるのか。それともそれぞれ別々に必要なのか。</p> <p>・入札の結果を見ても建築と土木を分けずに一括で発注したことはやむを得なかったとの認識でいるのか。</p> <p>・建物附帯の土木工事とはどのようなものなのか。</p> <p><b>【神町（２）建築その他工事監理業務】</b></p> <p>・ 1 者入札となった理由は何か。</p> <p>・ 高落札率(98.63%)となった理由は何か。</p> <p>・ 入札に参加したのは地元の山形の業者ではなく仙台の業者 1 者のみだが、山形に泊まり込んで業務を行うのであれば経費がかかるのではないか。</p>	<p>務も一括業務として発注した。 更に対象工事場所が岩手駐屯地であること、岩手県内で土木が主体となる工事がなかったこと、業務対象期間が令和 2 年 11 月から令和 5 年 3 月までの 3 年国債案件であることから建築工事監理業務に含め発注した。</p> <p>・管理技術者は兼務できるが、技術者は記載された建築、土木それぞれの延べ人数が必要である。</p> <p>・今回は対象工事場所が岩手駐屯地、更に岩手県内でも他に土木工事がなかったこと、近隣に同様な業務対象期間である 3 年国債の土木工事がなかったことから一括で発注した。結果として落札率が高かったということは承知している。</p> <p>・庁舎新設に伴う外構工事であり、具体的には建物周りの給排水や駐車場等の工事である。</p> <p>・業務の規模について対応できるコンサルタント業者は多数いるものと想定していたが、業務の期間に対し配置人員が少なく労力のかかる業務と認識され応募者が減少したものと考えている。 また、今回 1 者しか応募がなかったということもあり、業務の周知については過去の業務実績者はもとより山形県建築設計協会等を通じ広く周知するよう努力していきたいと考えている。</p> <p>・積算基準が公表されていること、また業務の配置人員は仕様書等に明記されていることから高落札率となったものと考えている。 また、落札した業者は当局の監理業務の実績が多数あり、積算基準も熟知しているものと考えている。</p> <p>・巡回による監理であるため現場に張り付くのではなく、必要なときに現場に向くもので仙台から通っている。 今回の業務は宿舍の改修工事の監理であり、新設工事に比べ技術者の配置人員が少なく金額が小さいことから、業者にとっては落札するメリットがないと判断したため入札参加者が少なかったのではないかと思われる。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等</p>	<p><b>【仙台外（２）資料作成等業務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低落札率(79.83%)となった理由は何か。</li> <li>・現地調査等の外業とコンピュータシミュレーション等の内業があると思うが予定価格との差が大きいのはどのような項目か。</li> <li>・予定価格の積算において諸経費はどのように算定するのか。</li> <li>・入札に参加した３者のうち２者が無効となった理由は何か。</li> </ul> <p><b>(総括)</b></p> <p>質疑により疑義が生じた案件はなかったと思うところであり、今回も概ね適切な入札業務がなされていたと考えられる。引き続き透明性、公平性が高い入札の運用がなされることを望むところである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札業者に聞いたところ、他の案件の入札にも多数参加していたが落札することができず、このままでは社員を持て余してしまい経営も立ち行かなくなるとの危機感から経営者の判断により必要経費を最小限に抑えて入札に臨んだ結果、落札できたものであるとの回答であった。</li> <li>・業者から提出された内訳書と当方の積算を比較すると、直接人件費では人員数で約２０人、６０万円程の差であったが、諸経費については約３２０万円の差が生じていたものである。これについては先程説明した経営者の判断により最小限に削減したとする部分である。</li> <li>・諸経費については積算基準で直接人件費の１１０％と経費率が定められている。</li> <li>・入札無効となった２者については入札金額が予定価格に対し３割以下及び約５割と著しく低かったことから履行確実性の審査を行うこととしたが、２者共そのヒアリングを辞退したため無効となったものである。</li> </ul>

2. 談合疑義案件の処理状況について			
談 合 疑 義 件 数		0 件	(審議概要) ・なし
工 事	談 合 情 報	0 件	
	点 検 結 果 疑 義	0 件	
業 務	談 合 情 報	0 件	
	点 検 結 果 疑 義	0 件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		意 見 ・ 質 問	回 答
		・なし	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容		・なし	
3. 入札結果の事後的・統計的分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）			
審 議 概 要		・履行場所及び種別ごとの落札率等の分析結果の報告を行った。	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		意 見 ・ 質 問	回 答
		・なし	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容		・なし	
4. 再苦情処理（再説明請求回答）			
・該当案件事案なし			

## 令和2年度 入札監視委員会議事概要

航空自衛隊第3航空団

開催日及び場所	令和3年2月19日（金） 東北防衛局2階会議室
委員	委員長：伊東 満彦（弁護士） 委員長代理：石綿 はる美（大学院准教授） 委員：梶川 伸哉（大学教授） 委員：棚橋 則子（大学講師）

### Ⅱ 防衛省発注機関が締結する契約（建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日	
審議対象件数	2, 436件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	9件	（審議概要） 1 契約状況の説明 2 抽出案件の概要説明 3 抽出案件の審議
一般競争	7件	
指名競争	0件	
随意契約	2件	
	意見・質問	回 答
○ 委員からの意見・質問  ○ それに対する回答等	<p><b>第3航空団</b>                  ○一般競争                  【電力需給（業務用）（大湊）等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1つの施設で複数の契約（例：三沢基地では北東地区、南地区等）となっている理由は何か。</li> <li>・ 第3航空団、第4航空団で令和元年に応札し、契約に至ったのは東北電力1者のみであったが、過去の契約ではいわゆる新電力が入札に参加した事により料金単価が低下したと考えられる。令和元年度にいわゆる新電力が入札に参加しなかった理由は何か。また、参加しなかった事を踏まえて、令和2年度に何か対策を実施したのか。</li> <li>・ その結果、令和2年度はどのような結果だったのか。</li> <li>・ 過去に比べて落札率が下がっているが、その落札率の低下を考慮して予定価格を作成することはできなかったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三沢基地では、受電設備が3つに分かれているため、運用上の観点から契約を3つに分けている。他の分屯基地についても概ね同様である。</li> <li>・ いわゆる新電力3者に聞き取りをしたところ、業者都合によってそれぞれ辞退している。業者が参加しなかったことを踏まえ、令和2年度は早めの公告掲載及び入札の案内を実施した。</li> <li>・ 東北電力、新電力1者がそれぞれ参加している。その際、東北町分屯基地の隊庁舎系統は新電力が落札している。</li> <li>・ 令和元年度、2年度のいずれの場合も同様の業者の単価を参考価格として入手し、これを基準に見積をした結果、ほぼ同様の予定価格になったものとする。</li> </ul>

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員からの意見・質問</li> <li>○ それに対する回答等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力需給の契約は総額決定ではなく、単純に単価による決定で良いのではないか。総額決定にする意味は何か。</li>   <li><b>【砂 外の購入】</b>  (① 砂 3,854m<sup>3</sup> 外 2 品目)  (② 砂 3,990m<sup>3</sup> 外 2 品目)  (③ 砂 6,090m<sup>3</sup> )  (④ 砂 5,229m<sup>3</sup> )</li>   <li>・4件の約で購入した砂の分量はどのくらいなのか。外2品目とは何か。</li>   <li>・①と②では砂の数量がほぼ同じなのに予定価格が1.5倍になっている理由は何か。</li>   <li>・各契約における砂の単価はいくらか。</li>   <li>・③及び④の契約では納期が短期間のため、入札参加業者が減り落札率が上昇したのではないか。納期を遅らせることはできなかったのか。</li>   <li>・①の契約期間内に③及び④の契約をしているが、当該契約をしなければならなかった理由は何か。</li>   <li>・当初の購入計画はどのような計画だったのか。</li>   <li>・必要数量を決定するための調査はどのように実施されたのか。ボーリング調査等を実施したのか。</li>   <li>・クラッシュランとは何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者によって様々な電力料金のプランがあり、そのプランによって単価は変わってくる。したがって、総額決定によらなければ、新規業者を排除し、競争性を損ねるおそれがある。総額決定にすることによって競争性を確保している。</li>   <li>・砂の分量は、10tダンプ約ダ2737台分である。①の外2品目は、クラッシュラン、再生クラッシュラン。②の外2品目は、再生クラッシュラン、レディーミクスコンクリートとなっている。</li>   <li>・それぞれの「外2品目」に該当する部分の単価と数量によるものである。砂の単価自体は大差ないものである。</li>   <li>・砂の契約の単価は①が1772円、②が1800円、③が1800円、④が1680円となっている。</li>   <li>・結果として1者応札となっているが、もう1者は入札時間を間違えたことにより応札できなかった経緯がある。そのため、入札参加業者と納期との因果関係は無く競争性は確保できたものと考えている。</li>   <li>・訓練場の工事は複数の作業工程に分かれており、それぞれの進捗や外的状況、特に米軍との共同使用場所であるという事情を勘案しつつ、それぞれの工程別に、資材を購入する必要があったためである。</li>   <li>・当初の購入については、令和元年度6月までの調達を見込んでいた。また、11月までに工事を終わらせる計画であった。しかし、指示が出た時期は、令和元年5月28日と、当初予定より遅れ、6月までの調達を実現することができなかったものである。</li>   <li>・令和元年10月1日～10月12日に測量調査を実施して、必要な数量を決定した。ボーリング調査は実施していない。</li>   <li>・道路舗装に使う採石である。</li> </ul>

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員からの意見・質問</li> <li>○ それに対する回答等</li> </ul>	<p><b>【東北町分屯基地環境整備作業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の落札率が過去に比べ大きく低下している理由は何か。</li> <li>・以前は森林組合が落札していたが、令和元年度では他の株式会社が落札した。業者に周知させる何らかの措置をとった結果か。</li> <li>・落札率が低い状況が継続しているが、予定価格の作成に当たって過去の落札率を勘案しているのか。</li> <li>・令和2年度においてはどのような結果だったのか。</li> </ul> <p><b>【連棟ハウス借上外3品目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年度続けて1者入札で高落札率となった理由は何か。参加業者が減少したのは何故か。ハウス借上が金額の大部分を占めるのか。「外」とは何を指すのか。</li> <li>・いつから借上げ契約を実施しているのか。</li> <li>・毎年借り上げているようだが理由は何か。部隊で資材を購入し設置する、または恒久的な施設を設置することはしないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料にあるとおり、下刈り、伐倒、つるきり作業の林野庁単価が上がっている結果、それに基づいた予定価格は上昇するが、下北地域においては同作業の実勢作業単価上昇の反映が鈍いのではないかと考える。また、企業努力、契約実績取得意向及び震災復興需要の減少による影響も関係しているのではないかと考える。</li> <li>・三沢基地のホームページ等の公告は平成30年度以前も実施しているが、浸透してきたものではないかと考える。</li> <li>・予定価格の上昇は、労務単価が上昇していることによるものと考えている。また、本整備作業は前述のとおり規模や場所が年度により異なるため、過去の落札率は勘案できないと考えている。</li> <li>・以前の森林組合が落札した。</li> <li>・応札業者を含む4社に対し聞き取りを実施したが、応札業者以外の3社から、台風及び豪雨の影響による人員資材逼迫ため対応困難であり入札に参加できなかったとの回答を得た。 また、元年度における高落札率の理由は、第一回入札で落札者無し、再入札の結果落札したことによるものと考えている。 平成30年度における高落札率の理由は、台風及び豪雨に伴う人員資材ひっ迫のため1社の市場価格を予定価格として採用し、同社がそのまま落札に至ったためではないかと考える。 契約金額の内訳は、ハウス借上の金額が契約金額の半分程度、次いでプレハブの借上となっている。「外」とはプレハブ、仮設トイレ、発動発電機である。</li> <li>・平成4年から訓練のための借り上げ契約が生じたのではないかと考えられる。ただし、細部記録等は残されておらず、本件は隊員からの聞き取り調査による結果である。</li> <li>・連棟ハウス借上は空自の対空射撃訓練のためである。また、六カ所対空射場は陸自の敷地であり、空自と陸自では訓練の形態が異なるため、恒久的な建物が設置できない状況となっている。</li> </ul>



○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等	意見・質問	回答
	<b>○随意契約</b> <b>【スタッドレスタイヤ】</b> ・冬季になってから2回に分けて購入しているのは何故か。事前に必要数量を調査して一括発注すべきではないのか。  <b>【総括】</b> 入札監視の観点から特に問題となる内容は見受けられなかった。引き続き適正な入札の実施をお願いする。	・2回に分けて購入している理由及び随意契約である理由については、予算の残額によるものである。冬期であるため緊急に調達する必要があり、一度目では残予算で可能な数量、その後二度目に追加の予算の示達を受けて調達したからである。
2. 談合情報案件の処理について		
談合情報件数	0件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回答
	・なし	・なし
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし	
3. 再苦情処理（再説明請求回答）		
再苦情処理件数	0件	

## 令和2年度 入札監視委員会議事概要

航空自衛隊第4航空団

開催日及び場所	令和3年2月19日（金） 東北防衛局2階会議室
委員	委員長：伊東 満彦（弁護士） 委員長代理：石綿 はる美（大学院准教授） 委員：梶川 伸哉（大学教授） 委員：棚橋 則子（大学講師）

### Ⅱ 防衛省発注機関が締結する契約（建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日	
審議対象件数	803件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	10件	（審議概要） 1 契約状況の説明 2 抽出案件の概要説明 3 抽出案件の審議
一般競争	7件	
指名競争	0件	
随意契約	3件	
	意見・質問	回 答
○ 委員からの意見・質問  ○ それに対する回答等	<p><b>第4航空団</b></p> <p>○一般競争  <b>【電力需給（業務用電力）（高圧電力）】</b>                  ・電力の受給契約は、なぜ総額決定なのか。単価で決定した方が、良いと思うが。</p> <p><b>【産業廃棄物の処理】</b>                  一般競争5件                  随意契約3件</p> <p>・産業廃棄物について多くの契約をしているが、複数の契約とした理由はなにか。</p> <p>・それぞれの契約における業務内容、品目、数量等を説明願いたい。また、単価契約と確定契約の2種類の契約をしているが、どのような理由なのか。</p>	<p>・電力契約を総額で決定するのは、業者によって様々な単価のプランがあるからである。業者は、その事業所にあった自社の様々な電力プランの中から入札金額を設定するため、単価もいろいろな種類に分かれている。業者全部のプランの単価を確認し、契約する単価を設定することは難しいことから総額決定となっているものである。</p> <p>・複数の契約とした理由は、契約する時期と要求部隊の違いである。</p> <p>（資料に基づき説明）                  ・1件目は基地機能の維持を担当する部隊からの要求となり、本件を除く一般入札4件とは異なる部署からの要求となる。松島基地の業務で廃棄される不燃物の処分を委託する契約であり、年度当初に契約する必要があるため4月の契約としている。なお、過去の実績を元に算出した数量となっており、年度を通じて毎</p>

	意見・質問	回答
<p>○ 委員からの意見・質問</p> <p>○ それに対する回答等</p>	<p>・ 一般競争契約をした数日後に随意契約しているが、どのような理由なのか。</p> <p>・ 5件目の案件は再公告しているが、再公告に当たり契約内容をどのように変更したのか。</p> <p>・ 単価契約した件について、落札率を説明願いたい。</p> <p><b>【尾道港開港850年記念「おのみち住吉花火まつり」展示飛行に係る要員の宿舍借上】</b></p> <p>・ 宿舍(ホテル等)借上げで400万円弱の契約金額であるが、数量、単価等を説明願いたい。</p>	<p>月複数回発生する契約のため単価契約となっている。</p> <p>2件目及び5件目は廃材処分を担当する部隊からの要求となり、契約については廃材置き場が満杯になる前に契約を行うもので実施時期はその都度となる。元年度については、7月が満杯になった時期であり補給隊では廃プラ及びモニター層の数量を正確に計っていることから、処分を委託する数量が確定しているため、確定契約となっている。</p> <p>3件目及び4件目は、基地内の工事で発生する廃材処分の契約で、工事を担当する施設隊が要求部隊となっている。本件も廃材置き場が満杯になる前に契約するものであり、時期はその都度となる。単価契約である理由は、コンクリートやアスファルトの重さを正確に計る器材が当方になく数量が概算となっているため、処分する都度当方立ち会いのもと業者が計量し正確な数量の金額を、複数回に分けて支払うことで無駄な支出がないよう単価契約としているためである。</p> <p>・ 産業廃棄物の契約は、まず処分業者を決め、そののち収集運搬業者を決定している。処分する場所を決めず、運搬する距離が不明であると業者が金額を見積りを行うことが不可能なためである。産業廃棄物処理処分案件入札後の数日後に産業廃棄物収集運搬を随意契約としているのは、収集運搬の予定価格が予決令99条の範囲内であったため、少額随契にて、業者を決定したからである。</p> <p>・ 再度公告に当たり契約内容の変更はしていない。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>・ 1件目 96.55% 3件目 60.14% 4件目 100% 7件目 100% である。</p> <p>(資料に基づき説明)</p> <p>・ 単価については、宿泊単価と食事代の構成であり、数量については、仕様書に記載のとおり三原市の延べ宿泊数(人泊)と尾道市で宿泊する延べ宿泊数を足した数量である。</p>

	意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員からの意見・質問</li> <li>○ それに対する回答等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊施設と直接契約するのではなく旅行者と契約するのは何故か。旅行者に手数料を支払うことになり割高になるのではないか。</li> <li>・ 各地でのブルーインパルスの展示飛行では毎回このような金額が掛かるのか。地元負担はないのか。</li> <li>・ 今回参加した2社の落札率が同じような金額で98%近くの数字と高くなっているが、予定価格の設定についてどのように考えるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算決算及び会計令により、予定価格が80万円を超える借り上げ契約は、入札案件となる。本件は予定価格が約400万円であったため入札の対象となる。入札は全省庁統一資格を持っていないと参加できずホテル業者等宿泊施設自体がこの資格をもっていることは少ない。なおかつ、入札に参加となると、入札までの間、今回については約60名分の宿泊場所を確保しておかなければならず、宿泊施設にとっては入札に参加しづらい状況があるためである。よって多くの宿泊施設と提携している旅行代理店と契約することになったものである。</li> <li>・ 通常は航空自衛隊の飛行場のある基地を起点として展示飛行を実施し、航空自衛隊の施設に宿泊喫食するため、今回のケースのようなことは無い。ただ、今回は尾道市の要請により実施したものであり、尾道近郊に航空自衛隊基地がなく近場に宿泊場所がなかったためにこのような契約を結ぶこととなったものである。また、地元負担については、今回は受けていない。</li> <li>・ 本件については参考となる資料がないため、市場価格調査を行い予定価格を設定している。業者から徴した見積りを比較し最安価の価格を採用することとなる。今回についても一番安価な業者の見積金額を採用しているが、結果的に下見積を徴した2社のみが入札に参加したため高落札率になったものと考えられる。2社が入札金額が近いという点については、この尾道市周辺の宿泊施設の相場が適切に反映されているからと考える。</li> </ul>
	<p><b>【総括】</b>  入札監視の観点から特に問題となる内容は見受けられなかった。引き続き適正な入札の実施をお願いします。</p>	
2. 談合情報案件の処理について		
談合情報件数	0件	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員からの意見・質問</li> <li>○それに対する回答等</li> </ul>	意見・質問	回答
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・なし	・なし
3. 再苦情処理（再説明請求回答）		
再苦情処理件数	0件	